

# 世界文化遺産 富士山 包括的保存管理計画 (本冊) [一部抜粋]

2016年1月

文化庁 環境省 林野庁

山梨県 静岡県

富士吉田市 身延町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町  
富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合  
鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合  
静岡市 沼津市 三島市 富士宮市 富士市 御殿場市  
裾野市 清水町 長泉町 小山町

# 富士山包括的保存管理計画（本冊）

## 目 次

第1章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等	1
1. 計画の目的	
2. 計画策定・改定の経緯	
3. 計画の構成・構造	
4. 個々の行政計画等との連携	
5. 計画の実施	
第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産	6
1. 顕著な普遍的価値の言明	
2. 構成資産	
(1)構成資産の一覧	
(2)『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づく構成資産の区分	
(3)構成資産の範囲の設定	
(4)浅間神社・胎内樹型の範囲の設定	
(5)各構成資産の概要	
(6)構成資産及び構成要素、それらに含まれる要素の総括表	
(7)構成資産及び構成要素の相互の関係性・つながり	
第3章 資産及びその周辺環境の現状・課題	71
1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題	
(1)開発・都市基盤施設の整備	
(2)自然環境の変化	
(3)自然災害	
(4)来訪者及び観光	
(5)その他	
2. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題	
3. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の現状・課題	
第4章 基本方針	90
1. 顕著な普遍的価値の保存管理	
2. 周辺環境との一体的な保全	
3. 整備・公開・活用の促進	
4. 体制の整備・運営	
5. 行動計画の策定・実施	
6. 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～	

## 第5章 顕著な普遍的価値の保存管理

92

### 1. 方向性

- (1) 2つの側面に基づく顕著な普遍的価値の保存管理の実施
- (2) 保存管理の方法の明示
- (3) 保存管理の方法の実施に係る法令等の遵守

### 2. 方法

- (1) 資産全体
- (2) 登拝・巡礼の場
- (3) 展望地点・展望景観

### 3. 法令等による保存管理

- (1) 「登拝・巡礼の場」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画
- (2) 「展望地点・展望景観」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画

## 第6章 周辺環境との一体的な保全

106

### 1. 方向性

- (1) 地区区分に基づく周辺環境の保全
- (2) 緩衝地帯
- (3) 保全管理区域

### 2. 方法

- (1) 緩衝地帯
- (2) 保全管理区域

## 第7章 整備・公開・活用の促進

186

### 1. 方向性

- (1) 構成資産間の関連性を考慮した顕著な普遍的価値に係る総合的な情報提供
- (2) 国内外からの観光客の受け入れ態勢の整備

### 2. 方法

- (1) 富士山の総合学術調査の充実
- (2) 世界遺産センターの整備
- (3) 適切な公開・活用施設の設置
- (4) 地域住民等への普及活動
- (5) 国内外からの観光客への対応

## 第8章 体制の整備・運営

195

### 1. 方向性

### 2. 方法

- (1) 包括的保存管理体制における各組織の機能
- (2) 各構成員の役割
- (3) 地域住民等との連携、住民参加の推進

1. 方向性

- (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止
- (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備
- (3) 資産の公開・活用の推進

2. 方法

- (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止
- (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備
- (3) 資産の公開・活用

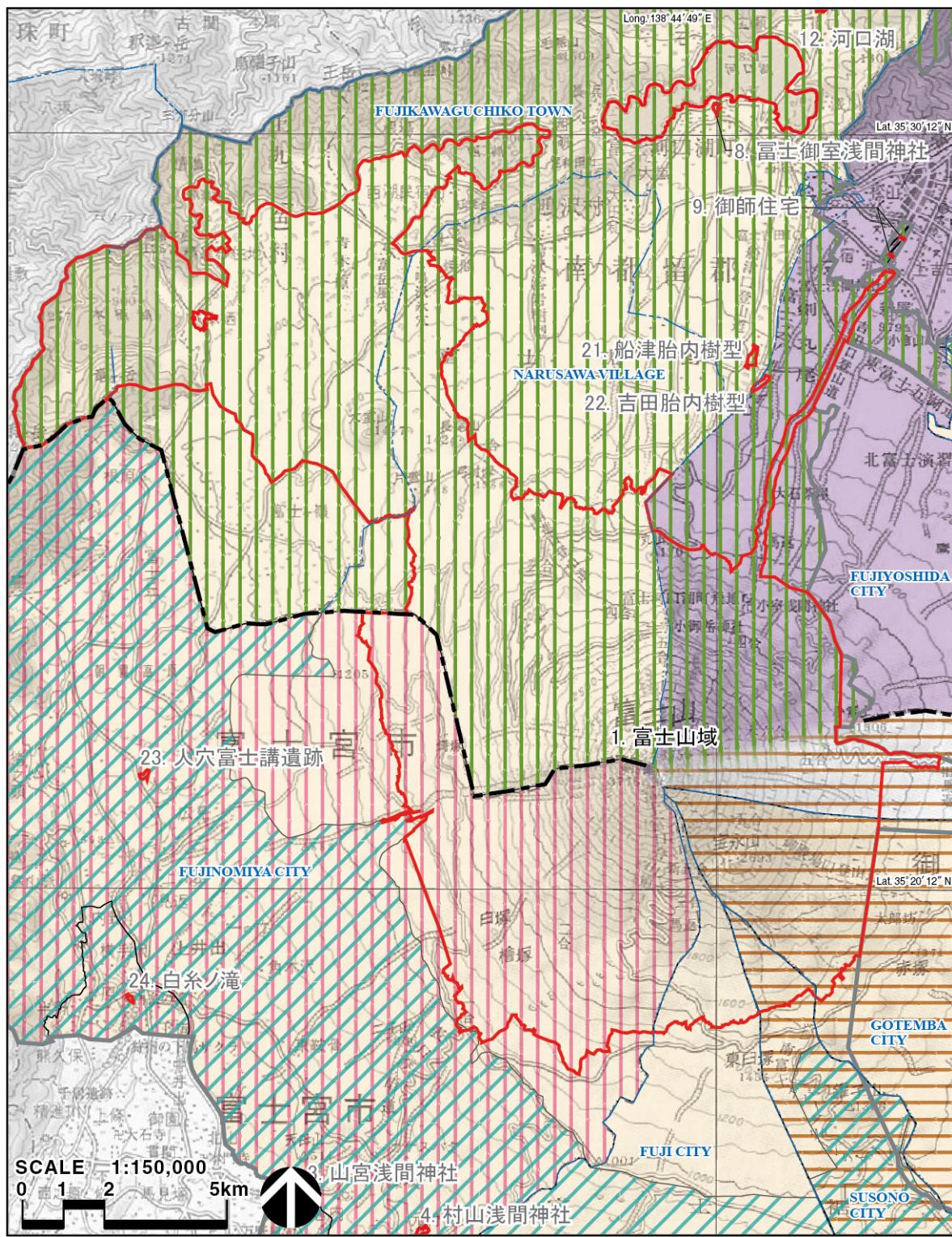
3. 行動計画の総括表

1. 方向性

- (1) 影響要因・観察指標・周期、観察記録主体の特定
- (2) 負の影響を予防・軽減・防止するための対策の立案・実施

2. 方法

- (1) 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標
- (2) 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標
- (3) 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標



凡例  
■ 資産範囲（構成資産）  
■ 緩衝地帯

— 県 境  
— 市町村境  
※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。

景観法  
□ 景観条例（身延町景観条例、富士河口湖町景観条例、忍野村景観条例、山中湖村景観条例、鳴沢村景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例）

都市計画法

■ 山梨県風致地区条例（風致地区）

■ 市街化調整区域

地方自治体の条例

■ 山梨県景観条例

■ 富士吉田市富士山世界遺産条例（保全地域）

■ 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

■ 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

土地利用事業指導要綱

■ 御殿場市土地利用事業指導要綱、裾野市土地利用事業に関する指導要綱、

小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 55 富士山域の法規制図 2

## イ) 景観保全に関する条例の制定

## ○ 実施主体

山梨県

## ○ 概要

山梨県は、構成資産内又は緩衝地帯内において、一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築等の事業を行おうとする事業者に対し、事業のできるだけ早い段階で事業の実施による景観への影響の予測・評価を行い、その結果に対する山梨県知事の意見を勘案しつつ事業計画を策定する手続を求める条例を制定した。景観への影響の予測・評価及び事業計画に対する評価を行うに当たっては、世界遺産・景観分野等の専門知識を有する学識経験者から成る専門委員会を設置する。

なお、2013年(平成25年)イコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)において、厳格な開発制御が必要とされた富士五湖の湖岸の区域において実施される建築物の新築及び増築の事業については、現行の景観保全制度上許容される範囲内の事業であっても手続の対象とする。

## ○ 工程

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
制度の検討・運用			<制度の検討> →		<制度の運用> →	